

福祉医療(医療費助成)制度が変わります!

福祉係

8月診療分から子ども(出生から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)の医療費の給付方式が変わります

現在、県内の医療機関や薬局等の窓口で支払った後に、口座振込により給付していますが、平成30年8月1日診療分から、乳幼児・児童(障がい児、母子・父子家庭等の子含む)に関して現物給付方式が導入されます。

これにより窓口で1か月1医療機関(1レセプト)ごとに自己負担額500円(500円未満の場合はその額)を支払うことで医療サービスが受けられるようになります。

- 県外受診、医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作ったとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたときは役場窓口で申請が必要です(引き続き現在と同じ給付方式です)。
- 障がい者、妊産婦、母子・父子家庭の親につきましては従来通り、医療機関等の窓口で自己負担分を支払った後に給付します。

現在、受給者証をお持ちの方へ(福祉医療費受給者証の更新について)

資格判定を行い、7月中旬に新しい受給者証をお送りします。これまでご利用いただいていた福祉医療費受給者証は、7月末をもって使用できなくなります。古い受給者証はご自身で破棄いただくか役場に返還するなど必ず処分をお願いします。(※「妊産婦」は除きます。)

「災害共済給付制度」との併給防止について

保育園や学校等の管理下で災害(負傷、疾病等)が発生したときに日本スポーツ振興センターから支給される災害共済給付金は、福祉医療費給付金との併給ができません。

災害共済給付制度を利用する場合は、医療機関等の窓口にて福祉医療費受給者証を提示せず受診をお願いします。なお、併給が確認された場合、後日、福祉医療費給付金を返還していただく必要があります。ご了承ください。

● お問合せ先 町民課福祉係 電話 88-8405

国民年金保険料の追納・後納制度があります

住民係

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することになりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

国民年金保険料の(後納制度)について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで、年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(0570-003-004)または小諸年金事務所(電話 0267-22-1080)へお問い合わせください。